

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により船橋市内に設置する保育所（以下「保育所」という。）及び法第34条の15第2項の規定により船橋市内に設置する小規模保育事業を行う事業所（船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）に規定する小規模保育事業A型をいう。以下、「小規模保育事業所」という。）の建物の改修等に要する費用に対し、予算の範囲内において船橋市民間保育所等建物改修費等補助金（以下、「補助金」という。）を交付し、保育の受け皿整備に要する経費を補助することにより待機児童の解消を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 補助金の交付を受ける者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 市内において、保育所又は小規模保育事業を経営し、又は経営しようとしていること。
- (3) 継続して安定的な運営が可能な経済的基盤があると認められること。
- (4) 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会の評価の報告を受けて、市長が保育所又は小規模保育事業所の設置運営事業者として内定した者であること。

ただし、保育所分園の設置、既存保育所の増築又は幼稚園の運営法人が所有する建物（既存幼稚園舎を含む）を利用して小規模保育事業所を設置する場合については、この限りでない。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付対象となる建物の改修等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 建物を賃借することにより、新たに保育所、保育所分園（保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知）の別紙「保育所分園設置運営要綱」に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）を設置する計画であること。
 - イ 建物を賃借すること又は自己の所有する建物を使用することにより、新たに小規模保育事業所を設置する計画であること。
 - ウ 新たに建物を賃借又は増築することにより、市内の既存保育所の定員拡大を図る計画であること。
- (2) 建物が所在する地域の需要等に照らし、整備する必要があると市長が認める計画であること。
- (3) 10年以上継続して保育を実施することを前提とした計画であること。
- (4) 設備及び運営が、船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第8号）又は船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和5年船橋市条例第12号）並びに市長が別に定める基準に適合す

るものであること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建物を改修し保育を実施する場合に必要な別表1に掲げる経費とする。

2 他の補助金等の対象経費（「賃貸による保育所・小規模保育事業所緊急整備事業費補助金交付要綱」（令和元年9月30日子第1647号千葉県健康福祉部長通知）における補助対象経費を除く。）と重複するものは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の実支出額と別表2に掲げる補助基準額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を得なければならない。
- (2) 事業の内容のうち次のものを変更する場合は、市長の承認を得なければならない。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 利用定員
- (3) 事業の一部又は全部を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告するとともに、市長の指示に従うものとする。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適法法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

2 前項に規定した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により申請するにあたって、補助対象経費の額は原則、税抜額で申請しなければならない。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、税込額での申請も可とする。

- (1) 免税事業者、簡易課税事業者などの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）の返還が発生しない事業者。
- (2) 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない事業者。

3 申請者は、前項第2号により申請するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付可否の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前条第2項第2号の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(暴力団等の排除)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第7条第1項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）であ

る場合は、補助金等の交付決定をしないことができる。

(変更等の承認申請)

第10条 第8条の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金に係る事業(以下「補助事業」という。)の計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、船橋市民間保育所等建物改修費等補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により、速やかに市長に申請しなければならない。

(変更等の承認等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、その旨を船橋市民間保育所等建物改修費等補助事業計画変更(中止・廃止)可否決定通知書(第4号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内の日又は当該年度の3月31日のいずれか先に到来する日までに船橋市民間保育所等建物改修費等補助金実績報告書(第5号様式)により、市長に報告しなければならない。

2 第7条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市民間保育所等建物改修費等補助金確定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知する。

(交付の時期等)

第14条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく施設を閉鎖し、又はその用途を変更したとき。
- (4) 暴力団等であることが判明したとき。
- (5) この要綱若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第16条 当該補助金を税込額で申請した補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費

税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに市長に報告しなければならない。ただし、消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合は、この限りではない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（補助金の返還）

第17条 市長は、第15条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、船橋市民間保育所等建物改修費等補助金返還命令書（第8号様式）によりその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助事業者から消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）において仕入控除税額がある旨の報告を受け、補助金返還の必要がある場合には、期限を定めて、補助金返還命令書（第8号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第18条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（取得財産等管理明細書の提出等）

第19条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、取得財産等管理台帳を備え取得財産について管理するとともに、市長が別に通知する日までに船橋市民間保育所等建物改修費等補助金取得財産等管理明細書（第9号様式）により、市長に報告しなければならない。

（調査又は報告）

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（その他）

第21条 補助金の交付を受けたものは、建物の賃借が終了するときの原状回復費用等について、資金計画等の策定等、保育所、保育所分園又は小規模保育事業所の運営に支障のないよう事前に方策を講じておかなければならない。

（補則）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年7月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年10月23日から施行する。
- 3 この要綱は、平成23年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、平成23年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 4 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成24年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、平成24年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 6 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この要綱は、平成26年3月31日を限りにその効力を失う。ただし、本事業の精算をする場合は、平成26年5月31日まで、なおその効力を有する。
- 8 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 9 この要綱は、平成27年4月13日から施行する。
- 10 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。
- 11 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この要綱は、平成28年12月22日から施行し、平成28年4月1日より適用する。
- 13 この要綱は、平成29年4月15日から施行する。
- 14 この要綱は、平成30年11月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
ただし、改正後の別表1の規定については、平成31年4月2日以降に開所した保育所等に適用する。
- 15 この要綱は、令和3年2月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 16 この要綱は、令和3年3月5日から施行する。
- 17 この要綱は、令和3年12月15日から施行する。
- 18 この要綱は、令和4年11月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 19 この要綱は、令和5年2月24日から施行する。
- 20 この要綱は、令和6年1月22日から施行する。
- 21 この要綱は、令和6年10月1日から施行する。
- 22 この要綱は、令和7年1月23日から施行する。
- 23 この要綱は、令和7年10月10日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

施設整備費	保育所、保育所分園又は小規模保育事業所の設置及び既存保育所の増築に必要な建物の改修、内装整備に係る経費
設備整備費	<p>保育に必要な物品（備品台帳等で適切に管理できるものに限り、消耗品を除く。以下同じ。）で、次のいずれかに掲げるものの購入に係る経費（定員数に200,000円を乗じた額を上限とする。）</p> <p>(1) 1万円以上の物品</p> <p>(2) 1万円未満の物品で、通常の使用による耐用年数が10年（主として金属製のものは15年）以上のもの</p> <p>(3) その他、子どもの健康や安全、発達や教育のために備えることが必要と認められる物品</p>
建物賃借料	<p>開所前の改修等期間（改修等工事に着手した月から開所までの間をいう。）の建物賃借にかかる経費（共益費、管理費及び礼金を含む。）</p> <p>ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</p> <p>(1) 賃借する建物の所有者又は貸主が、設置者（法人である場合は経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）を含む）の親族又は寄付者等、設置者と密接な関係にある場合</p> <p>(2) 賃借する建物の貸主が、建物の所有者と同一でない場合</p>

次の経費は、補助の対象としない。

- (1) 設計及び設計監理に要する経費
- (2) 土地の買収及び整地に要する経費
- (3) 外構、造成工事に要する経費
- (4) 既存建物の買収に要する経費
- (5) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕等に要する経費
- (6) 職員の宿舎に要する経費
- (7) 敷金及び保証金
- (8) その他整備費として適当と認められない経費

別表2（補助基準額）

ア 保育所新設の場合

認可定員	補助基準額	補助率
20人から59人	33,372,000円	3/4
60人から69人	67,981,000円	
70人から79人	72,000,000円	
80人から89人	81,000,000円	
90人から99人	90,000,000円	
100人以上	99,000,000円	

イ 既存保育所を増築する場合（定員拡大）

増加定員	補助基準額	補助率
19人以下	18,540,000円	3/4
20人以上	33,372,000円	

ウ 保育所分園の新設又は定員拡大の場合

認可（増加）定員	補助基準額	補助率
19人以下	11,124,000円	3/4
20人以上	19,776,000円	

エ 小規模保育事業所の新設の場合

認可定員	補助基準額	補助率
1事業所当たり	27,193,000円	3/4

第1号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金の交付を受けたいので、船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 施設類型
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付書類 別紙のとおり
- 5 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 補助金交付額の算定

<input type="checkbox"/> A. 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定
<input type="checkbox"/> B. 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定
※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要になります (返還額が0円の場合も含む)。

② ①でBを選択した場合

<input type="checkbox"/> 免税事業者である
<input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である
<input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
<input type="checkbox"/> 申告方式が個別対応方式等により全額控除とならない
<input type="checkbox"/> その他 ()

第1号様式 別紙

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書
- (3) 歳入歳出予算書
- (4) 工事契約書又は請書(見積書)の写し
- (5) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (6) 各室ごとの室名及び面積を明らかにした表
- (7) 当該建物の賃貸借契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

第2号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付可否決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった船橋市民間保育所等建物改修費等補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象施設の名称

2 施設類型

3 交付する。

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付の条件

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱第6条及び第16条による。

4 交付しない。
理由

第3号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助事業計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長 へ

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市民間保育所等建物
改修費等補助事業を

計画変更

中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃 止

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 施設類型
- 3 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 4 計画変更、中止又は廃止の理由
- 5 補助事業の内容(計画変更の場合)

(変更前)

(変更後)

第4号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 年 月 日
号

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のあった船橋市民間保育所等建物改修費等補助事業の

計画変更

中止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃止

記

1 補助対象施設の名称

2 施設類型

3 承認する。
承認内容

[]

4 承認しない。
理由

[]

第5号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市民間保育所等建物改修費等補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象施設の名称
- 2 施設類型
- 3 補助金交付決定額 金 円
- 4 補助金実績報告額 金 円
- 5 添付資料 別紙のとおり
- 6 消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

① 交付申請時の補助金交付額の算定

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> A. 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 |
| <input type="checkbox"/> B. 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 |

② ①でBを選択した場合、実績報告額の算定

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して算定 |
| <input type="checkbox"/> 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないため減額せず算定(※) |

※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税仕入控除税額報告書」の提出が必要になります (返還額が0円の場合も含む)。

第5号様式 別紙

- 1 事業実績の報告書
- 2 精算額算出内訳書
- 3 歳入歳出決算書(見込書)
- 4 検査済証の写し
- 5 検収調書の写し
- 6 建物内外主要部分の写真
- 7 補助対象経費の支払いを確認できる書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

第6号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 補助対象施設の名称

2 施設類型

3 交付確定額 金 円

4 交付決定額 金 円

第7号様式

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付 第 号により交付決定のあった船橋市民間保育所等建物改修費等補助金に係る消費税仕入税額控除について、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象施設の名称
2. 施設類型
3. 補助金交付確定額

金 円

4. 確定申告により確定した船橋市民間保育所等建物改修費等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由（該当するものに☑）

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
- 補助対象経費を税抜額で算定した場合でも、補助基準額を上回る
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

5. 添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要）

・別紙 添付書類チェック表及び該当書類のとおり

第7号様式 別紙
添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告方式	添付書類	確認欄
消費税の確定申告の義務がない	○免税事務所であることを証する書類 【任意様式】	<input type="checkbox"/>
簡易課税方式により申告している場合	○消費税確定申告書（簡易課税用）（写）	<input type="checkbox"/>
公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が5%を超えている場合	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算表）（写） ○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等	○消費税確定申告書（写） ○消費税確定申告書付表2（計算書）（写）	<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>
課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって、個別対応方式により消費税の申告を行っている場合		<input type="checkbox"/>

第8号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金返還命令書

第 年 月 日 号

様

船橋市長

印

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金交付要綱第17条の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助対象施設の名称	
補助年度	年度
交付決定年月日	年 月 日
番号	第 号
交付決定額	円
確定通知年月日	年 月 日
番号	第 号
交付確定額	円
既交付額	円

第9号様式

船橋市民間保育所等建物改修費等補助金取得財産等管理明細書

年 月 日

船橋市長 あて

法人所在地
施設所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定のあった船橋市民間保育所等建物改修費等補助金に係る取得財産等について、下記のとおり報告します。

記

補助対象施設の名称								
財産名	規格	数量	単価 (税 抜)	金額 (税 抜)	取得 年月日	耐用 年数	保管 場所	備考

- 1 対象となる取得財産等は、取得価格または効用の増加価格が本交付要綱第6条第1項第5号に定める財産制限額以上の財産とすること。
- 2 規格欄は、取得財産が特定できる内容（メーカー、品番、寸法等）を記載すること。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載、単価が異なる場合は分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検査を行う場合は検収年月日を記載すること。
- 5 上記記載欄が不足する場合は、別紙を添付すること。